

特恵関税制度の適用期限の到来

（ 令和2年11月9日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局 ）

特恵関税制度について

背景

- 特恵関税制度とは、開発途上国の経済発展を支援する観点から、先進国が開発途上国の製品に対して一般の関税率より低い関税率(特恵税率)を適用する制度。
- 昭和43(1968)年にUNCTAD(国連貿易開発会議)で一般的な特恵制度の開始に合意。
- 昭和46(1971)年にGATTにおいて、GATT 第1条(最恵国待遇)の例外として、制度の10年間の暫定的な承認を決定。昭和54(1979)年に恒久的な例外扱いとすることを決定。

現行制度の概要

- 我が国の特恵関税制度は、昭和46(1971)年の導入以降、適用期限を10年間とし、期限の到来ごとに4度延長。
- 適用期限内においても、全面適用除外措置及び部分適用除外措置の適用基準の見直しのほか、基準に該当した国・物品の適用除外措置の毎年実施等、必要に応じて改正を措置。
- 特恵関税制度の中には、現在133か国・地域が特恵受益国等となっている一般特恵に加え、その中でも特に支援の必要性が高い46か国の後発開発途上国に対する特別特恵(LDC特恵)が併存。

(例)たこ(冷凍したもの)にかかる関税率

実行税率	一般特恵	LDC特恵
7%	5%	無税

➡ 令和3(2021)年3月31日に適用期限が到来するため延長等を検討する必要。

特恵関税制度について

指摘されている課題

- 特恵関税制度の利用に関して、特恵受益国の範囲に違いがあるものの、他の先進国と比較し特恵利用率が低調。
- 前回の延長措置以降、我が国においては各種経済連携協定の数が増加。特恵関税制度の機能を一部代替する動きが発生。
- WTO原産地規則委員会において、我が国の特恵関税制度にかかる原産地規則が他国に比べて厳格であり、特恵利用の阻害要因となっているとの批判。

検討

- 我が国を含む先進国においては、国際的合意に基づき特恵関税制度が導入され、同制度を通じた途上国支援が継続中。したがって、特恵関税制度を継続することが適当。
- 企業による現地への投資等の意思決定に際しては、制度継続の予見可能性が低下せずに引き続き確保される必要。したがって、適用期限につき、現行の10年など長期的な設定が適当。
- 一方で、特恵関税制度対象国からの輸入の実態等を分析、検証し、企業の投資活動等に与える影響に十分に配慮しつつ、必要に応じ期限到来を待たずに制度改正を図っていく必要。

改正の方向性

- 特恵関税制度の適用期限について、以上の検討を踏まえ、10年間の延長とすることが適当ではないか。あわせて、制度の課題への対応の検討を促していくことが適当ではないか。

(参考)我が国における特惠関税制度

指定要件

特惠受益国等

指定要件

一般特惠	133か国・地域 (128か国及び5地域)	<ul style="list-style-type: none"> ① 経済が開発途上にある国であって、 ② 関税について特別の便益を受けることを希望するもののうち、 ③ 当該便益を与えることが適当であるもの
LDC特惠	133か国・地域のうち 46か国	<ul style="list-style-type: none"> ① 特惠受益国等のうち、 ② 国際連合総会の決議により、LDCとされている国で、 ③ 特惠関税について特別の便益を与えることが適当であるもの

適用除外措置

	対象		期間	近年の措置
全面適用除外	国	3年連続して 「高所得国」に該当した国 又は 「高中所得国」に該当かつ 世界の総輸出額に占める当該国の輸出額の割合が1%以上である国	無期	<2019年度> 以下の5か国を特惠適用除外 中国、タイ、メキシコ、マレーシア、ブラジル
	品目	全ての品目		
部分適用除外	国	「高所得国」に該当した国 又は 「高中所得国」に該当かつ 世界の総輸出額に占める当該国の輸出額の割合が1%以上である国	1年	<2018年度> 以下の品目を特惠適用除外 農水産品 中国産7品目 ブラジル産2品目 鉱工業品 中国産861品目
	品目	前々年の 輸入額が10億円超 かつ 世界の総輸入額に占める当該国の割合が25%超である品目		

(注) 全面適用除外措置や部分適用除外措置のほか、国別・品目別特惠適用除外措置がある。

(参考)我が国における特惠関税制度

一般特惠

- 農水産品(1~24類)につき、特定の品目を選定し、その品目に対して特惠関税を供与(ポジティブ・リスト方式)
- 鉱工業産品(25~97類)につき、原則としてすべての品目に特惠関税を供与(ネガティブ・リスト方式)

	農水産品 (1~24類)	鉱工業品 (25~97類)
対象品目 (国定税率有税品目中)	1,972品目中、 416品目	4,241品目中、皮革・ 革靴等及びLDCの み特惠対象品目を 除く3,199品目
特惠税率	個々の品目ごとに通 常の関税率から引 下げ	原則として無税。た だし、一部(1,112品 目)は特惠有税
特惠停止 方法	エスケープ・クローズ方式 <ul style="list-style-type: none"> ● 国内産業に損害を与える等の場合に、 政令において特惠適用を停止 ● 全特惠品目が対象(発動の実績なし) 	

LDC特惠

- 農水産品(1~24類)につき、例外品目(162品目)以外の品目について無税
- 鉱工業産品(25~97類)につき、例外品目(47品目)以外の品目について無税

	農水産品 (1~24類)	鉱工業品 (25~97類)
対象品目 (国定税率有税品目中)	1,972品目中、 1,810品目	4,241品目中、 4,194品目
特惠税率	無税	無税
特惠停止 方法	エスケープ・クローズ方式 <ul style="list-style-type: none"> ● 国内産業に損害を与える等の場合に、 政令において特惠適用を停止 ● 全特惠品目が対象(発動の実績なし) 	

(参考) 我が国における特惠関税制度

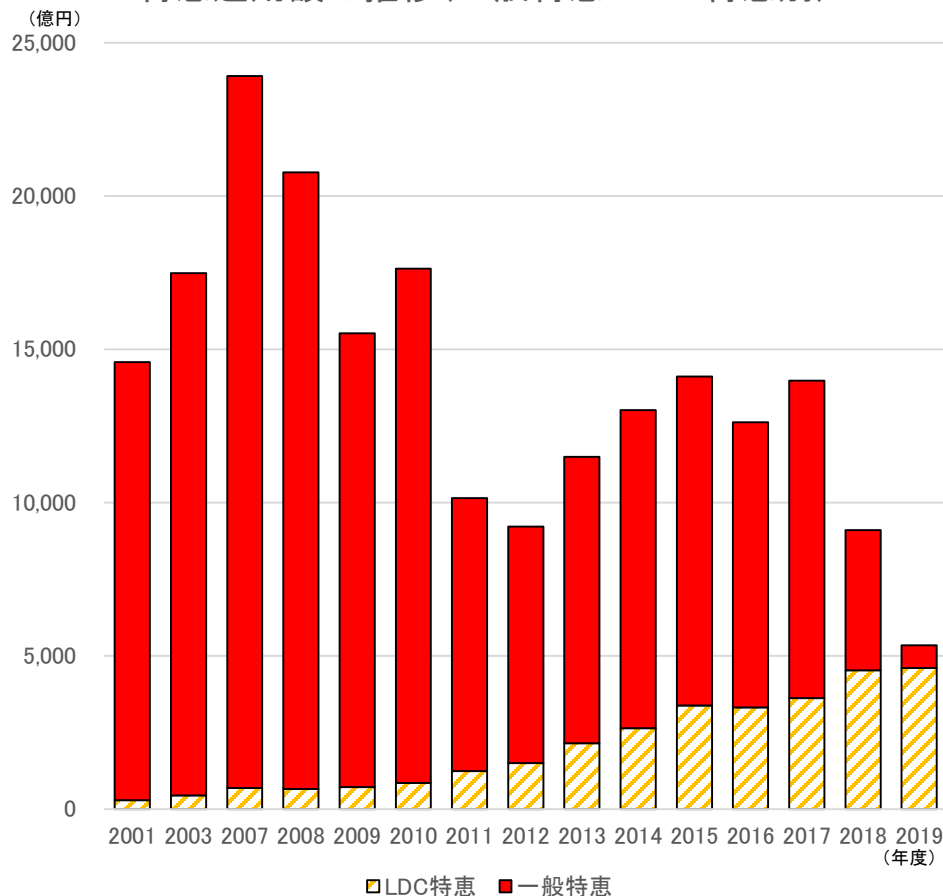
- 適用期限内における必要に応じた改正の実施や、経済連携協定等の締結・発効数の増加によって、特惠関税制度をめぐる環境は大きく変化

	主要改正事項	EPA締約国等
2011	<ul style="list-style-type: none"> ① 鉱工業産品についてシーリングの廃止及び特惠税率の見直し ② 産品の競争力による国別・品目別特惠適用除外措置の適用基準の見直し ③ 全面適用除外の要件を満たしたため、オマーン等3か国を特惠対象国から除外 ④ 国連決議に基づき、モルディブをLDC特惠対象国から除外 ⑤ 繊維製品に係る原産地規則の改正 	インド
2012	<ul style="list-style-type: none"> ① 特惠受益国の追加(コソボ) ② 全面適用除外の要件を満たしたため、英領アンギラ地域等7地域を特惠対象国から除外 	ペルー
2013	全面適用除外の要件を満たしたため、クロアチアを特惠対象国から除外	
2014	国連決議に基づき、サモアをLDC特惠対象国から除外	
2015	<ul style="list-style-type: none"> ① 繊維製品に係る原産地規則の改正 ② 国別・品目別適用除外措置の適用基準の見直し(協定税率無税の物品を対象から除外) 	オーストラリア
2016	全面適用除外の要件を満たしたため、クックを特惠対象国から除外	モンゴル
2017	<ul style="list-style-type: none"> ① 全面適用除外の要件を満たしたため、チリ等3か国を特惠対象国から除外 ② 全面適用除外措置及び部分適用除外措置の適用基準の見直し 	
2018	全面適用除外の要件を満たしたため、アンティグア・バーブーダ、セーシェルを特惠対象国から除外	TPP11
2019	<ul style="list-style-type: none"> ① 全面適用除外の要件を満たしたため、中国等5か国を特惠対象国から除外 ② 国連決議に基づき、赤道ギニアをLDC特惠対象国から除外 	EU

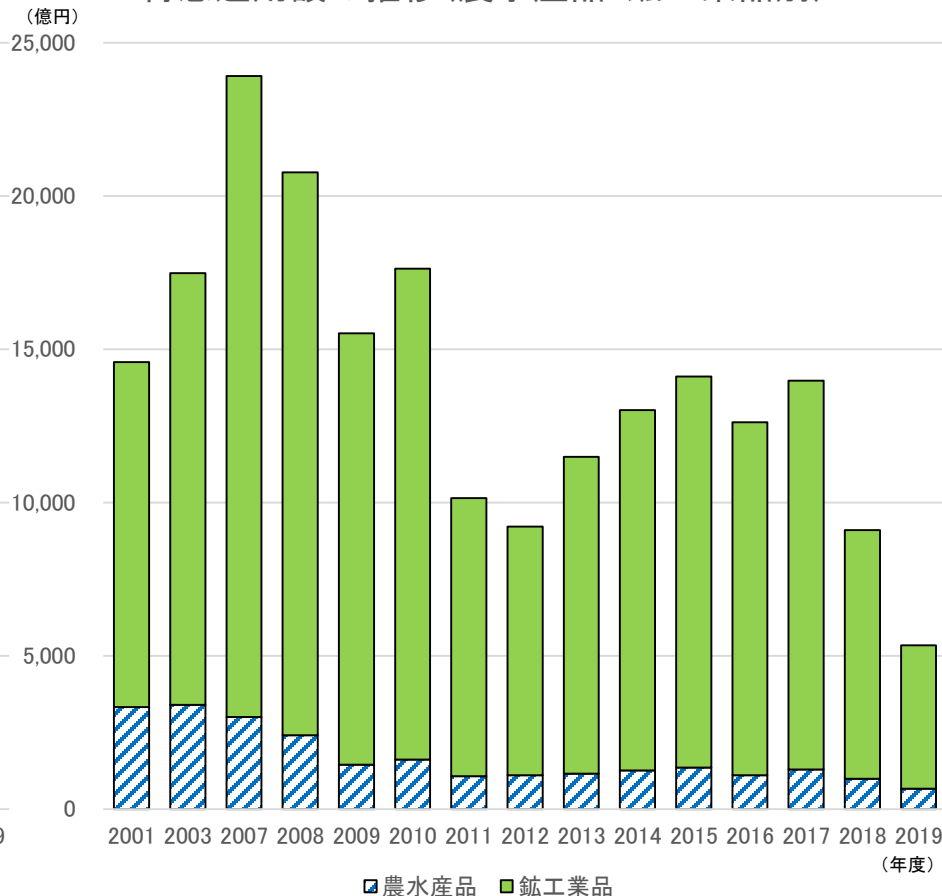
(参考) 我が国における特恵関税制度の利用状況①

- 特恵適用額のうち、一般特恵は減少傾向の一方で、LDC特恵は増加傾向
- 2017年度の特恵適用除外にかかる要件見直しに伴い、2019年度の特恵適用輸入額は5,344億円となり、特恵適用額は前年度比で約4割減少

特恵適用額の推移(一般特恵・LDC特恵別)



特恵適用額の推移(農水産品・鉱工業品別)

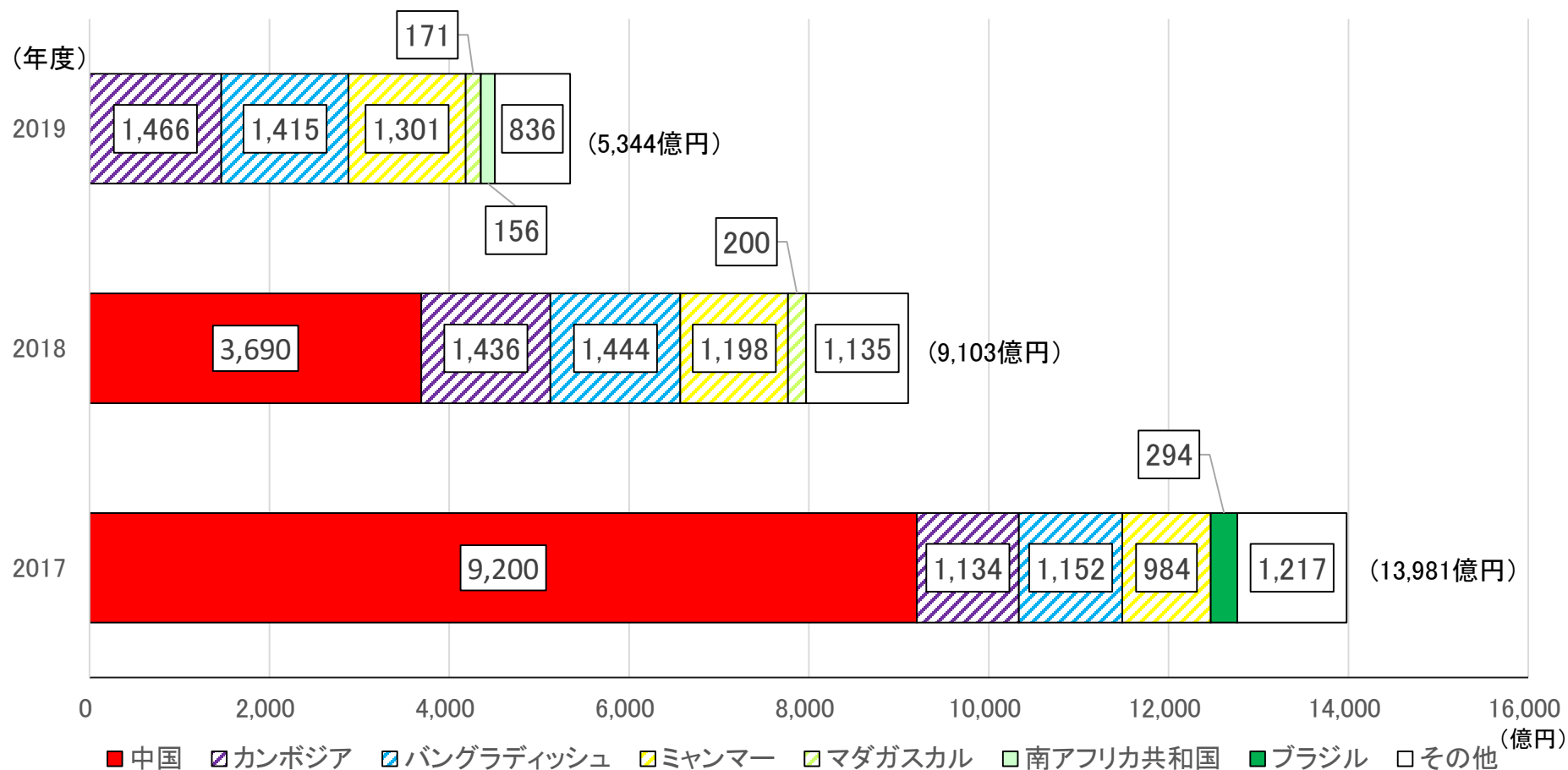


(注) グラフにおける一般特恵とはLDC特恵受益国を除く特恵受益国による実績値であり、LDC特恵とはLDC特恵受益国による実績値。

(参考) 我が国における特惠関税制度の利用状況②

- これまで特惠適用輸入額の大部分は中国からの輸入であったが、2017年度の特惠適用除外にかかる要件見直しに伴い、LDC特惠対象国が太宗を占める構成へ変化

特惠適用額の推移(国別)



(注) 上記グラフにおいては、斜線で表示した国(カンボジア、バングラディッシュ、ミャンマー、マダガスカル)がLDC特惠対象国。

(参考) 特恵関税制度の国際比較

	日本	アメリカ	EU	カナダ
導入年度	1971年	1976年	1971年	1974年
適用期限	10年 (FY2011～2020)	3年 (CY2018～2020)	10年 (CY2014～2023)	10年 (CY2015～2024)
一般特恵対象国数	133か国・地域 (LDC対象国 含)	119か国・地域	23か国・地域 (GSP+対象国 含)	106か国・地域
LDC対象国数	133か国・地域のうち 46か国・地域	119か国・地域のうち 44か国・地域	48か国・地域	106か国・地域のうち 49か国・地域
特恵税率	有税・無税	すべて無税	有税・無税	有税・無税
特恵適用輸入額(注1)	5,344億円	344億ドル(注2)	813億ドル	27億ドル
全輸入額(注1)	77兆1,714億円	2兆4,409億ドル	2兆730億ドル	4,451億ドル
全面適用除外措置	<ul style="list-style-type: none"> 3年連続で「高所得国」 3年連続で「高中所得国」、かつ、世界の輸出額の1%以上のシェア ※部分卒業要件あり	<ul style="list-style-type: none"> 「高所得国」 共産主義国 労働者の権利の侵害 FTA等の締結国(注3) ※裁量要件あり	<ul style="list-style-type: none"> 3年連続で「高所得国」又は「高中所得国」 FTA等の締結国 	<ul style="list-style-type: none"> 2年連続で「高所得国」又は「高中所得国」 2年連続で世界の輸出額の1%以上のシェア

(注1) 特恵適用輸入額・全輸入額につき、諸外国は2018暦年、日本は2019年度(2019年4～12月は確定値、2020年1～3月は確報値)。

(注2) 米国の特恵適用輸入額はアフリカ成長機会法(African Growth and Opportunity Act.)による特恵適用額(108億ドル)を含めた値。

(注3) パナマ(出典: United States-Panama Trade Promotion Agreement Implementation Act)ほか。

(注4) スイスやニュージーランド等は、特恵関税制度の適用期限を定めていない。

(出典) 日本は財務省貿易統計・関税局調べ。諸外国はWTO Integrated Database (IDB)調べ。

(参考) 特恵関税制度の利用率の国際比較

- 特恵受益国から輸入される特恵対象品目のうち、実際に特恵税率が適用されている割合(特恵利用率＝特恵適用輸入額／特恵対象輸入額)に着目
- 日本は諸外国に比べて特恵利用率が33.7%と低く、とりわけ一般特恵に係る利用率が6.9%と非常に低い状況

	日本	アメリカ	EU	カナダ
特恵適用輸入額	5,344億円	344億ドル	813億ドル	27億ドル
うち一般特恵	740億円	226億ドル	493億ドル	5億ドル
うちLDC特恵	4,604億円	118億ドル	320億ドル	22億ドル
特恵対象輸入額	1兆5,877億円	624億ドル	1,481億ドル	38億ドル
うち一般特恵	1兆759億円	441億ドル	1,135億ドル	12億ドル
うちLDC特恵	5,118億円	183億ドル	346億ドル	26億ドル
特恵利用率	33.7%	55.1%	54.9%	71.1%
うち一般特恵	6.9%	51.2%	43.4%	41.7%
うちLDC特恵	90.0%	64.5%	92.5%	84.6%

(注1) 諸外国は2018暦年、日本は2019年度(2019年4～12月は確定値、2020年1～3月は確報値)。

(注2) 上記の表における一般特恵とはLDC特恵受益国を除く特恵受益国による実績値であり、LDC特恵とはLDC特恵受益国による実績値。

(注3) 米国の特恵適用額及び特恵対象輸入額は、アフリカ成長機会法(African Growth and Opportunity Act.)による特恵(108億ドル及び139億ドル)を含めた値。

(注4) 特恵対象輸入額は、特恵受益国等からの特恵対象品目に係る輸入額の合計から、実行税率が無税である品目に係る輸入額を除いたもの。

(出典) 日本は財務省貿易統計・関税局調べ。諸外国はWTO Integrated Database (IDB)調べ。